

## 道の駅「柿の郷くどやま」出店許可要項

### 1. 趣旨

この要項は、道の駅「柿の郷くどやま」内の出店許可に関し、必要な事項を定める。

### 2. 出店の使用許可について

出店については、道の駅管理者の一般財団法人九度山町柿の里振興公社の使用許可を受けるものとする。

### 3. 出店申請

道の駅「柿の郷くどやま」に出店希望者は、下記の提出書類を、出店希望日の30日前までに、道の駅施設管理者の一般財団法人九度山町柿の里振興公社（以下「公社」という。）に提出するものとする。

- (1) 出店申請書（別紙様式第1号）
- (2) 申請者の概要（別紙様式第2号）
- (3) 販売品目及び価格等一覧（別紙様式第3号）
- (4) 出店従業員名簿（別紙様式第4号）
- (5) 登記簿謄本（個人の場合は、代表者の住民票及び身分証明書）
- (6) その他審査会が求める資料（【例】出店写真、なければイメージが分かるもの）

### 4. 出店者の選定

- (1) 出店者の選定については、道の駅「柿の郷くどやま」出店審査会（以下「出店審査会」という。）が選定する。
- (2) 出店審査会が選定した出店者に対しては、公社は出店許可書（別紙様式第5号）を交付するものとする。
- (3) 原則として地元の出店者を優先し、道の駅「柿の郷くどやま」の出店者としてふさわしいものを選定する。

### 5. 出店審査会

出店審査会は、公社の理事で構成される。

### 6. 出店品目等

出店者は、出店審査会で承認された出店品目及び出店価格等にて、販売等しなければならない。

### 7. 飲食物の販売

- (1) 飲食物の販売等を取り扱う出品者は、品目・使用什器により関係機関への届出をしなければならない。

- (2) 食品衛生関係法令により、営業許可又は届出を必要とする出店者にあたっては、直ちに所轄の保健所の許可等を受け、その許可書等の写しを審査会へ提出しなければならない。

## 8. 出店場所について

- (1) 出店場所は道の駅施設内（別紙位置図参照）とし、審査会が指定した場所で行うものとする。
- (2) 出店スペースは、別表に記載のものを基準とする。
- (3) 出店における必要な備品については、出店者で準備するものとする。

## 9. 出店日及び出店時間

- (1) 同一日の出店希望者が多数の場合は、過去の実績を踏まえ、選定会が出店者を決定するものとする。
- (2) 原則、出店時間は、午前9時～午後6時までの時間内とする。

## 10. 出店料の負担

- (1) 出店料は、1㎡当たり300円とする。ただし、出店審査会が特に認めるときはこの限りではない。
- (2) 出店者は、売店の設置、管理運営及び撤去等に要する一切の経費を負担するものとする。

## 11. 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 店内には、出店許可書を提示すること。
- (2) 指定された場所以外での立ち売り、拡声器を使用した販売行為を行わないこと。
- (3) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (4) 出店者側で発生する廃棄物については、出店者が道の駅施設外で責任を持って処分すること。
- (5) 出店権利の第三者への譲渡又は転貸し、売店管理運営の委託、便乗販売等の行為を行わないこと。
- (6) 接客にあたっては、ふさわしい節度ある行動をとること。
- (7) 出店審査会及び道の駅施設管理者の指示に従い、良識ある出店の管理運営を行うこと。

## 12. 荷物の搬入・搬出

荷物の搬入・搬出については、施設管理者の指示に従うものとする。

## 13. 損害賠償

- (1) 出店者が、施設等に損害を加えた場合は、賠償の責を負うものとする。
- (2) 出店者は、自己の営業行為に起因し、または関連して生じた第三者からの苦情、

損害賠償請求等については、自己の責任でこれを処理しなければならない。

#### 14. 原状回復

出店者が施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したとき、速やかに原状に回復し、道の駅管理者の検査を受けなければならない。

#### 15. 管理責任

出店における販売物品及び備品等の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力における災害に対しても、出店審査会及び公社、九度山町は一切その責を負わないものとする。

#### 16. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については公社が別に定める。